

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

1 算定の可否の判断基準

要支援、要介護1の利用者に対する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）の貸与に関しては、原則として指定福祉用具貸与費を算定できません。また、「自動排泄処理装置」（尿のみ自動的に吸引するものを除く。）は要介護1の利用者に加え、要介護2・3の利用者に対しても、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号の第31号のイで定める状態像「参考資料①」）に該当する者については、軽度者（要支援、要介護1の利用者（自動排泄処理装置については、要支援、要介護1・2・3の利用者）を指します。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

＜算定の可否の判断基準＞

ア	直近の認定調査において、品目毎に定められた基本調査項目の選択内容を用いて要否を判断する。（別添「参考資料①」参照。）	
イ	ただし、「参考資料①」のア（二）「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」及びオ（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査項目がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。なお、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。	
ウ	また、アにかかわらず、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。	
ⅰ)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「参考資料①」の対象者に該当する（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）	
ⅱ)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「参考資料①」の対象者に該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）	
ⅲ)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「参考資料①」の対象者に該当すると判断できる（例 ぜんそくの発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）	
※注 括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。		

2 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼の手続きについて

「1 算定の可否の判断基準」で示したとおり、ウの要件を満たすためには、市町村に書面の提出が必要となり、鎌倉市の取り扱いは以下のとおりとします。

(1) 確認依頼書の提出について

e-kanagawa 電子申請システムにて、該当する被保険者のケアプラン（1・2・4 表）を添付し、確認依頼をしてください。添付書類は原則として、利用者の同意を得た署名済みのケアプランとします。ただし、添付が困難な場合は署名のないもので代替することも可能です。その場合、市が署名済みのケアプランの確認を必要とする場合には、原本の提示を求めることがあります。

(2) 保険給付開始日の考え方

○原則	医師の医学的所見の確認及びサービス担当者会議を通じて、当該福祉用具貸与が必要である旨の判断がなされた日（医師の医学的所見の確認、サービス担当者会議の両方を終えた日）以降を給付開始日と認め、当該日付まで遡及して保険給付を認めます。ただし、遡及できるのは鎌倉市に書面を提出した日の、前月の同日までとします。
○新規・変更申請中の場合	左記申請の認定日の、翌月の同日までに、医師の医学的所見を確認し、鎌倉市に書面を提出することで、当該認定期間の開始日まで遡及して保険給付を認めます。ただし、サービス担当者会議については、当該福祉用具貸与の開始日以前に開催し、必要性の確認を行っておく必要があります。
○更新申請中であって、前認定の有効期間が終了している場合	左記申請の認定日の、翌月の同日までに、医師の医学的所見を確認し、鎌倉市に書面を提出することで、当該認定期間の開始日まで遡及して保険給付を認めます。ただし、サービス担当者会議については、当該福祉用具貸与の開始日以前に開催し、必要性の確認を行っておく必要があります。

(3) 鎌倉市からの通知

鎌倉市が保険給付を認める場合は、該当する福祉用具の品目と保険給付期間を定めた通知を、確認依頼者であるケアマネジャー等へ e-kanagawa 電子申請システムにて送付します。

(4) 保険給付期間終了後、継続して福祉用具貸与の例外給付を受ける場合の手続きについて

当該保険給付期間が終了した後、継続して福祉用具貸与の例外給付を受ける場合には、以下の手続きを行うことで鎌倉市への確認依頼を省略することができます。

○手続き方法	医師の医学的所見の確認及びサービス担当者会議を通じて、当該福祉用具貸与が必要である旨を判断し、別添「参考資料②」に記録しておくことで、鎌倉市への確認依頼を省略することができます。
--------	---

(5) 福祉用具貸与の例外給付を受けていた被保険者の担当ケアマネジャー等が変更となった場合

福祉用具貸与の例外給付の保険給付期間中に、担当ケアマネジャー等が変更になった場合は、以下の手続きを行うことで鎌倉市への確認依頼を省略することができます。

○手続き方法	福祉用具貸与の例外給付確認依頼を行ったケアマネジャー等から、変更後のケアマネジャー等へ以下の書類を引き継ぐことで、鎌倉市への確認依頼を省略することができます。 (1) 鎌倉市が発行した「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認
--------	--

	<p>通知書」の写し</p> <p>(2) 福祉用具貸与の例外給付確認依頼の手続きの際に添付した「サービス担当者会議の要点」・「医師に確認したことがわかる記録（経過記録等）」の写し（鎌倉市から確認通知のあった保険給付期間後に継続して福祉用具貸与例外給付を受けているときは、継続の手続きに要した書類の写し）</p>
--	--

（6）福祉用具貸与例外給付の保険給付期間中に、貸与品目が変更となった場合

貸与品目が変更となった場合は、改めて上記（1）～（3）のとおり、例外給付の確認が必要となります。